



平成 20 年 9 月 25 日

各 位

会社名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 根津嘉澄
(コード番号 9001 東証第1部)
問合せ先 財務部課長 杉山知也
(TEL 03-3621-5141)

第三者割当による 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行及び 当社海外特別目的子会社によるユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、当社が英国領ケイマン諸島所在の当社 100% 出資の特別目的子会社 TR Preferred Capital Limited(以下「TR 社」)を割当先として 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」)を総額 800 億円発行し、TR 社がユーロ円建交換権付優先出資証券(以下「本優先出資証券」)を発行する方法により資金調達を行うことについて決議いたしましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

今回発行する本優先出資証券は、第三者割当方式にて発行し、当社の主要取引銀行 3 行を割当先に予定しております。

記

1. 本新株予約権付社債及び本優先出資証券の発行の目的及び背景

(1) 資金調達の目的及び背景

当社グループは、経営環境の変化に対応するため、平成 18 年 5 月に平成 20 年度を最終年度とする「東武グループ中期経営計画」を策定・公表し、「信頼の確立」及び「成長基盤の確立」を基本方針として、お客様や地域からの信頼をより確かなものとするとともに、グループの各事業の収益力向上と将来にわたる持続的成長のための基盤整備強化を推進しております。なお、財務面においては、各事業における選択と集中及び収益力の強化を通して連結有利子負債の削減を鋭意進め、平成 19 年度末には財務目標数値である連結有利子負債残高 9,000 億円未満を達成いたしております。今年度以降においても、当社グループの健全性の強化、並びに更なる成長を図るべく、計画の推進と目標の達成、株主価値の向上に向けて鋭意取り組んで参ります。

今般の調達資金については、東京スカイツリーを含む業平橋・押上地区開発事業、下板橋での「メディアカル・トラポリス」構想等の大型投資を控え、財務体質向上のための資本強化と有利子負債削減を図るもの

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

であり、更に鉄道事業における諸施設整備等の競争力強化のための設備投資に活用する予定です。なお、今般の資金調達により、当社が経営目標として掲げている中期経営計画の最終年度である平成 20 年度末の連結有利子負債残高 8,500 億円、D/E レシオ 4 倍の達成をより確実なものにするるとともに、今後の大型投資時においても連結有利子負債残高を一定額内に留めることが可能と考えております。

今般の資金調達を決定するに際しては、様々な資金調達手段について慎重に検討を重ねた結果、上記発行目的を踏まえ、以下の理由から本スキームを採用することが、現時点において当社にとって最善の選択肢であると判断致しました。なお、本優先出資証券は子会社が行う資本調達であることから、連結バランスシート上においては少数株主持分として計上されます。

本優先出資証券は、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券であり、負債性調達手段の特性を有すると同時に、主要格付機関(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所)から、70%以上の資本性が認められる見通しであるなど、実質的な財務構成比率を改善し、財務の安定性を高める資本性調達手段としての特性も兼ね備えております。

自己資本を直截拡充できる時価発行増資では、発行済株式の増加及び一株当たり利益の減少等の株式の希薄化を招くことになり、他方、長期負債の積み増しでは実質的な財務改善につながりません。今般の資金調達については、これらの手段に比して、株式の希薄化の抑制と、実質的な資本増強による財務構成比率の改善の双方を実現できるものと判断しております。

当社が発行する社債に新株予約権を付与すること(本優先出資証券には、本新株予約権付社債に交換することができる交換権が付与されており、当該交換権を行使した場合は、本優先出資証券は本新株予約権付社債に交換され、当該新株予約権付社債は自動的にかつ直ちに当社の普通株式に転換されます。)により、本邦でも実績のある海外 SPC を通じた株式への交換権を付与せず優先出資証券を発行する調達手段に比して、相対的に有利な金利(配当)条件で資金調達を行うことが可能となっております。

但し、既存株主の皆様へ配慮した商品性を実現すべく、時価を大幅に上回る水準に転換価額を設定するとともに現金決済による取得条項()を付与することにより、将来の株価上昇時においても株式の希薄化を極力抑制することを重視致しました。

【現金決済による取得条項及び償還について】

本新株予約権付社債には、発行から 5 年経過以降において、当社がその裁量により、一定期間の事前通知を行うことにより下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が付与されます。TR 社は、当社が本新株予約権付社債の現金決済による取得条項の権利を行使した場合には、当社から交付される下記の財産を対価として本優先出資証券を償還します。

なお、当社及び TR 社は、本優先出資証券の割当先との間で、割当先の当社の議決権保有比率が銀行法上の制約である 5%を超過することとなる現金決済による本優先出資証券の償還を行わないことを約束する予定です。この限りにおいて、現金決済による本新株予約権の取得条項を行使できる当社の権利は制約されることとなり、期待する効果が限定される可能性があります。

()額面金額並びに 1 口当たり金額の 100%に相当する金額、及び

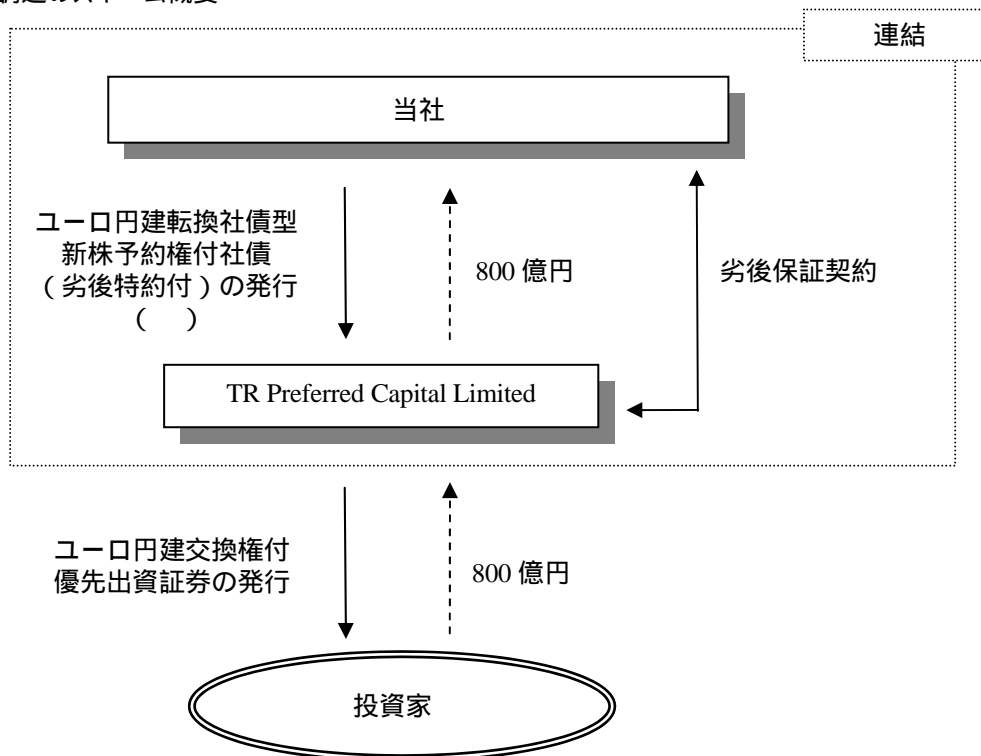
()転換価値から額面金額並びに 1 口当たり金額を差し引いた額(正の数値である場合に限り。)
を 1 株当たり平均 VWAP で除して得られる数の当社普通株式

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

- ・ 転換価値: (額面金額 ÷ 転換価額) × 1 株当たり平均 VWAP
- ・ 1 株当たり平均 VWAP: 当社が取得通知をした日の翌日から 5 取引日後の日から始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

本邦においては事業法人による今般の資金調達のようなハイブリッド証券による資金調達のマーケットが必ずしも成熟しているとは言えない状況の中、当社子会社である TR 社が発行する本優先出資証券の特性に鑑み、且つ当社が企図する財務構成比率改善を実現するための今般の調達予定額を確実にするとの観点から、当社と長年の取引関係があり、当社の経営状況等についてご理解を頂いている主要取引銀行 3 行を割当先とする第三者割当方式による調達に決定した次第です。

(2) 資金調達のスキーム概要



当社は、当社海外特別目的子会社 TR Preferred Capital Limited を割当先として本新株予約権付社債総額 800 億円を発行し、TR 社は、3 銀行 (投資家) を割当先 (予定) として本優先出資証券総額 800 億円を発行します。

当社は、本優先出資証券に係る配当、残余財産の分配等の支払いを保証する旨の契約 (劣後保証契約) を TR 社と締結致します。

当社は、2014 年 1 月 20 日 (発行日から約 5 年 3 ヶ月後) において、残存する本新株予約権付社債をユーロ円建永久劣後債 (劣後特約付) (本永久劣後債の詳細については、別添 1 「2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) 発行要項」をご覧ください。) を対価として強制的に取得致します。

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) 及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

800 億円(なお、今般の資金調達のための発行諸費用の概算額 16 億円を差し引いた差引手取概算額は、784 億円となります)。

(2) 調達する資金の具体的な使途

手取概算額 784 億円については、主として先ず東京スカイツリーを核とする業平橋・押上地区再開発等大規模プロジェクトに備えた財務体質強化を図り、当社グループ中期経営計画の目標達成に向けた有利子負債の削減にその概ねを充て、その他鉄道事業における諸施設整備等の設備投資にも充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

上記使途に関しての充当については、平成 21 年 3 月期に全額を充当する予定です。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先出資証券の発行は、株式の希薄化の抑制と、実質的な資本増強による財務構成比率の改善の双方を実現しつつ、東京スカイツリーを核とする業平橋・押上地区再開発等大規模プロジェクトに備えた財務体質強化を図り、当社グループ中期経営計画の目標達成に向けた有利子負債の削減にその概ねを充て、その他鉄道事業における諸施設整備等の設備投資にも充当するために実施するものです。当該資金調達により、結果として、将来にわたる当社の持続的成長、及び財務の安定・強化、ひいては株主価値の増大を図るものであり、資金調達は合理的なものであると判断しております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)(単位:百万円)

決 算 期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
売 上 高	646,361	651,592	621,694
営 業 利 益	47,707	50,204	44,345
経 常 利 益	41,294	41,453	35,567
当 期 純 利 益	26,873	41,842	17,882
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	31.33	48.84	20.88
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	5.00	5.00	5.00
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	184.59	214.71	208.56

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 20 年 8 月末日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	858,672,607 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	68,965,517 株	8.0%

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

(3) 最近の株価の状況
最近3年間の状況

	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	427 円	617 円	566 円
高 値	644 円	651 円	578 円
安 値	380 円	485 円	480 円
終 値	619 円	566 円	532 円

最近6か月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	533 円	525 円	512 円	505 円	492 円	492 円
高 値	537 円	538 円	518 円	508 円	497 円	535 円
安 値	513 円	502 円	488 円	475 円	472 円	485 円
終 値	530 円	516 円	503 円	493 円	497 円	525 円

(注) 9月については、平成 20 年 9 月 24 日現在で表示しております。

発行決議日前営業日における株価

	平成 20 年 9 月 24 日現在
始 値	525 円
高 値	525 円
安 値	512 円
終 値	520 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資による 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行

発 行 期 日	平成 20 年 10 月 14 日
調 達 資 金 の 額	78,400 百万円(差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	858,672,607 株
当該増資による 潜在株式数	当初の転換価額 787 円における潜在株式数: 101,651,842 株
割 当 先	TR Preferred Capital Limited

(注 1) 潜在株式として新株予約権付社債が存在しております。なお、転換価額は、普通株式を下回る時価発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合等一定の場合に調整されますが、当社普通株式の時価を基準とした転換価額の修正はなされず、従って、その下限値並びに上限値はありません。

(注 2) 募集時における発行済株式数は平成 20 年 8 月末日現在の数値を記載しております。

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権社債の発行

発行期日	平成18年6月12日
調達資金の額	49,920百万円(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	858,672,607株
当該募集における潜在株式数	当初の転換価額(725円)における潜在株式数:68,965,517株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):0株 (残高 50,000百万円、転換価額(行使価額) 725円)
当初の資金使途	業平橋・押上地区再開発の資金需要に備えた財務体質強化のための有利子負債の返済を行い、更に鉄道事業におけるICカード導入に伴う施設整備や車両増備、更新等の競争力・収益力強化のための設備投資に充当する。
募集方法	欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)におけるUBS Investment Bankの総額買取引受けによる募集
現時点における充当状況	全額当初の資金使途に充当済みです。

4. 大株主及び持株比率

募集前(平成20年3月31日現在)	
富国生命保険相互会社	4.56%
日本生命保険相互会社	3.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.82%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.68%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.54%
株式会社埼玉りそな銀行	1.48%
第一生命保険相互会社	1.22%
株式会社みずほ銀行	1.16%
中央三井信託銀行株式会社	1.09%

(注) 今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」については、本優先出資証券の交換権の行使により割当先が取得する当社普通株式について、割当先の判断により第三者に売却することができることから、表示しておりません。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

5. 業績への影響の見通し

本件に伴う業績予想の変更はありません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

発行価額(額面の100%)は、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案し、全体として、適正な発行価額であると判断致しました。

なお、転換価額については、平成20年9月22日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考として、787円(当該終値に対してアップ率50%)と致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債並びに本優先出資証券には、劣後社債による調達及び本邦でも実績のある海外SPCを通じた株式への交換権を付与せず優先出資証券を発行する調達手段に比して、相対的に有利な金利(配当)条件で資金調達を行うことを狙いとして、それぞれ、新株予約権並びに交換権を付与しております。

一方で、時価を大幅に上回るアップ率の転換価額を設定するとともに、現金決済による取得条項及び償還条項を付与することにより、将来の希薄化を極力抑制した商品性としていることから、既存株主への影響等を十分に考慮し、合理性を有するものと考えております。但し、当社及びTR社は、本優先出資証券の割当先との間で、割当先の当社の議決権保有比率が銀行法上の制約である5%を超過することとなる現金決済による本優先出資証券の償還を行わないことを約束する予定であり、この限りにおいて、期待される現金決済による希薄化抑制の効果が限定される可能性があります。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

		TR Preferred Capital Limited	
割当新株予約権付社債(額面)		金 80,000,000,000 円	
払込金額		金 80,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグラ ンドハウス、私書箱 309 PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
	代表者の氏名	取締役 平田一彦(当社取締役財務部長)	
	資本の額	2,000 円	
	事業の内容	優先出資証券の発行等	
	大株主及び持株比率	当社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	2 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-
	取引関係等		当社の子会社
	人的関係等		役員の兼任等は 2 名

(注)資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 20 年 9 月 25 日現在のものです。

(2) 本新株予約権付社債並びに本優先出資証券の割当先を選定した理由

当社が新株予約付社債を海外特別目的子会社に割当て、当該子会社が優先出資証券を発行し、資金調達を行う本スキームを選択したのは、財務体質の改善が図れること、経営情報としての財務諸表上においても資本充実と有利子負債削減の事実を明示できること等、総合的に勘案し、現時点において当社にとって最善の選択肢であると判断したからです。

また、優先出資証券の割当先を選定した理由としては、本邦においては必ずしも事業法人による今般の資金調達のようなハイブリッド証券による資金調達のマーケットが成熟しているとはいえない状況の中、本優先出資証券の特性に鑑み、当社と長年の取引関係があり、当社の経営状況等についてご理解を頂いている主要取引銀行 3 行を割当先と致しました。

(3) 割当先の保有方針

割当先である TR Preferred Capital Limited については、本新株予約権付社債を売却しない方針です。一方、TR 社が発行する本優先出資証券の割当先との間においては、本優先出資証券について、継続保有並びに預託に関する取り決めはありません。本優先出資証券の割当先は、本優先出資証券に付与された交換権の行使、及び当社による現金決済条項の行使の結果として交付を受ける当社株式については、本優先出資証券の割当先の判断により第三者に売却することができます。

以上

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

(別添1)

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)発行要項

1. 社債の名称 東武鉄道株式会社 2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行し、本新株予約権付社債の所持人は、これを記名式とすることを請求することはできないものとする。
3. 本新株予約権付社債券の数 発行する本新株予約権付社債券の数は 800 枚とする。
なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債すべてを表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を条件として代替新株予約権付社債券を発行することがある。
4. 本社債に関する事項
 - (1) 本社債の総額 800 億円と本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を条件として発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額の合計額
 - (2) 各本社債の額面金額 100,000,000 円
なお、包括新株予約権付社債券の場合には、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債額面金額の合計額とする。
 - (3) 本社債の払込金額 本社債の額面金額の 100%
 - (4) 本社債の払込期日及び発行日 2008 年 10 月 14 日
 - (5) 本社債の利率 日本円 LIBOR6 ヶ月ものに年率 1.4%を加えた利率(以下「適用利率」という。)とする。
「日本円 LIBOR6 ヶ月もの」とは、各利息計算期間(下記(7)(F)に定義する。)の初日の 2 ロンドン銀行営業日前の日(以下「利率決定日」という。)のロンドン時間午前 11 時現在に、ロイター-LIBOR01 ページ(又はそれに代わるページ若しくは円預金の英国銀行協会銀行間預金金利を表示するその他のページ若しくはサービスをいう。以下「ロイター-LIBOR01 ページ」という。)として指定された画面上に表示される円預金 6 ヶ月もののオフアード・レートとして、計算代理人が決定する利率をいう。利率決定日に、何らかの理由により日本円 LIBOR6 ヶ月ものがロイター-LIBOR01 ページに表示されない場合、又はロイター-LIBOR01 ページが利用不可能な場合、計算代理人は、ロンドン銀行間取引市場において、計算代理人が選定した大手銀行 3 行(以下「参照銀行」とい

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

う。)に対し、利率決定日のロンドン時間午前 11 時前後に参照銀行がロンドン銀行間取引市場における大手銀行に対して単一の取引として代表的な金額の日本円の 6 ヶ月もの預金について提示した利率を求め、かかる利率の平均値(提示された利率が 3 に満たない場合は、参照銀行 2 行が提示した利率の平均とし、提示された利率が 2 に満たない場合は参照銀行 1 行の提示した利率とする。)を日本円 LIBOR6 ヶ月ものとして決定する。計算代理人により上記のとおり選定された銀行のいずれもが、日本円 LIBOR6 ヶ月ものを提示していない場合、日本円 LIBOR6 ヶ月ものは、直前の利息計算期間についての日本円 LIBOR6 ヶ月ものままとする。

(6) 本社債の償還の方法及び期限

(7) 満期償還

2014 年 2 月 4 日に本社債額面金額の 100%の金額で、償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高(強制未払残高(下記(7)(ウ)に定義する。)及び任意未払残高(下記(7)(イ)に定義する。)の総額をいう。)の支払いとともに償還する。

(1) 優先出資証券の償還による償還

TR Preferred Capital Limited が本新株予約権付社債の発行日と同日に発行するユーロ円建交換権付優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)の一部又は全部が償還される場合(但し、下記 5.(12)記載の本新株予約権の取得に続く償還の場合を除く。)、当社は、本社債権者に対し、直ちに通知を行い、本優先出資証券の償還日に、その時点で残存する本社債を額面金額の 100%の金額で、上記償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに償還するものとする。本優先出資証券の一部が償還される場合、当社は、償還される本優先出資証券の残余財産分配優先額の総額と同額の額面総額の本社債を償還する。

(ウ) 税制変更による繰上償還

税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、本社債権者に対し、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知を行うことにより、いつでも、その時点で残存する本社債の一部又は全部を額面金額の 100%の金額で、償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに償還することができる。上記償還通知を行う前に、当社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名された、当社が償還を行う権利を有する旨の証明書、及び(b)当該分野に精通した法律顧問又は税務顧問による税制事由が生じた旨の意見書を交付する。

「税制事由」とは、以下のいずれかの事由が発生したことにより、当社に本社債についての追加金(下記 7.(2)に定義する。)の支払義務が発生

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建交換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

し、又は翌利払日(下記(7)(ア)に定義する。)における追加金の支払義務が発生する現実的可能性が生じ、当社がかかる支払義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもこれを免れられない場合をいう。

- (i) 日本の法律又は条約(又はそれらに基づく規則)の改正、解釈の明確化又は変更(公表された変更の予定を含む。)
- (ii) 裁判所、行政府又は権限を有する規制当局による司法判断、公式的意見表明、(公表又は未公表の)裁定、規制手続、通知又は公表(上記手続又は規制を採用する意図がある旨の通知又は公表を含む。)
- (iii) 立法府、裁判所、行政府又は権限を有する規制当局による法律又は規則の一般的な適用又は公式見解若しくは公的解釈の変更

上記(i)から(iii)までのいずれの事由も、払込期日以降、効力が発生するか又は公表される場合に限る。

(I) 特別事由による繰上償還

特別事由が発生し、かつ継続している場合、当社は、本社債権者に対し、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知を行うことにより、いつでも、その時点で残存する本社債の一部又は全部を額面金額の 100% の金額で、償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに償還することができる。上記償還通知を行う前に、当社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名され、当社が償還を行う権利を有する旨が記載された証明書(格付事由か上場廃止事由のいずれに該当するかを明記するものとする。)、及び(b)格付事由の に該当する場合、当該公表資料の写しを交付する。

「特別事由」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(i) 格付事由

格付機関(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所をいう。)のうち1社以上が、本優先出資証券について、本優先出資証券の発行日時点において各格付機関が本優先出資証券について認めた資本性より低い資本性を有するものとして取り扱うことを決定した場合であって、本優先出資証券を上記のように取り扱う旨の決定が当該格付機関により当社に対して伝えられたとき(口頭であるか書面であるかを問わない。)、又は当該事実が資本性の評価基準又は格付基準の変更が公表されている資料から容易に確認できるものであるとき

(ii) 上場廃止事由

当社の普通株式(以下「本株式」という。)が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなるか又は取引が認められなくなった場合

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

(オ) 買入消却

当社及び当社の子会社は、いつでも、いかなる価格においても、本新株予約権付社債を市場において又はその他の方法で買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、いつでも(当社の子会社が買い入れた場合には、当社の子会社から消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。

(カ) 借替証券

当社は、本社債の払込期日以降転換された当社の2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権社債の額面総額相当額を除き、当社又は資金調達子会社のいずれかが本社債の償還日、取得日又は買入日以前6ヶ月間に、償還、取得又は買入れされる本社債の額面金額の総額(及びその未払残高)以上の額面総額又は払込金額総額で借替証券を発行又は販売することにより資金を調達していない限り、本社債につき、上記(ア)から(オ)記載の償還若しくは買入れ又は下記5.(12)記載の現金及び株式を対価とする取得をしないことを意図している。

「借替証券」とは、下記(i)から(iv)までの証券又は債務をいい、下記(ii)から(iv)まで証券又は債務の場合には、本社債の借替証券である旨公表されており、かつ、本優先出資証券の発行日における本優先出資証券と同等以上の資本性をすべての格付機関から得ているものをいう。

(i) 本株式

(ii) 同順位証券

(iii) 同順位劣後債務

(iv) 当社のその他一切の証券及び債務

「資金調達子会社」とは、当社の子会社のうち、資金調達を行い、調達した資金を当社又は当社の子会社若しくは関連会社に回金する業務機能を有するものをいう。

「同順位証券」とは、資金調達子会社によって発行された証券(本優先出資証券を除く。)で、その配当に係る権利、議決権、買入れ、償還条件及び清算時の条件が、当社の財務状態及び業績に応じて決定され、かつ、劣後性において、当該資金調達子会社及び当社における位置づけが、本優先出資証券のTR Preferred Capital Limited及び当社における位置づけと実質的に同等の順位であるものをいう。

「同順位劣後債務」とは、資金調達子会社により引き受けられる当社の劣後債務であって、(i)同順位証券の発行手取金により資金が調達され、(ii)同順位証券と同一の通貨建てであり、(iii)かかる同順位証券の残余財産分配優先額の合計金額以上の元本金額であり、(iv)各利払日にかかる同順位証券の配当支払日又はその前後の日であり、(v)各利払日において支払われる利息の金額が当該各利払日と同一の日であ

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

る当該同順位証券の配当支払日において支払われる配当金額とほぼ同額であり、(vi)劣後支払条件(下記6.に定義する。)と実質的に類似する当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続における支払いに関する条件を有し、かつ(vii)当社の一般債務であるものをいう。

(7) 利息支払の方法及び期限

(ア) 本社債の利息は、本社債の払込期日より(当日を含む。)これを付し、毎年1月20日及び7月20日(これらの日が営業日でない場合には、その翌営業日とし、当該翌営業日が翌暦月に到来することとなる場合には、その直前の営業日とする。以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日から(当日を含む。)当該利払日の前日まで(当日を含む。)の期間(以下「利息計算期間」という。)についての経過利息を後払いする。各利払日に支払われる利息は、各本社債につき額面金額に適用利率を乗じて得られる金額に、利息計算期間の実日数を乗じ、これを360で除した金額(以下「利息金額」という。)とする(円単位未満四捨五入)。

(イ) 利息の停止

下記(i)から(iii)までの場合、各本社債の利息は、それぞれに定める日以降、発生しないものとする。

(i) 本新株予約権が行使された場合：

本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日(当該行使に係る本新株予約権の行使の効力発生日が初回の利払日以前である場合には払込期日)

(ii) 下記5.(12)又は(13)により当社が本新株予約権付社債を取得した場合：

その取得日

(iii) 償還された場合(本社債の元金の支払いが不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払いに関して不履行が生じている場合を除く。):

本社債の償還期日

上記(iii)括弧書の場合、留保、拒絶又は債務不履行の日から、(a)本社債権者若しくはその代理人が当該本社債に関して期限が到来している一切の金額を受領した日、又は(b)主代理人が期限の到来している本社債に関する一切の金額を受領した旨を本社債権者に対して通知した日の7日後の日のうち、いずれか早く到来する日までの間、利息は適用利率で継続して発生する。

本(7)に従い期限が到来し、かつ支払われるべき利息の支払いが不当に留保若しくは拒絶又はその他の事由により支払われない場合、かかる留保、拒絶又は不履行の日から、(a)本社債権者若しくはその代理人が当該未払利息に関して期限が到来している一切の金額を受領した

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

日、又は(b)主代理人が期限の到来している当該未払利息に関する一切の金額を受領した旨を本社債権者に対して通知した日の7日後の日のうち、いずれか早く到来する日までの間、当該未払利息の金額に適用利率で利息が発生する。

(ウ) 強制停止

- (i) 財務事由が直近の連結財務諸表の作成日現在において生じている場合、当社は、利払日の属する月の第3営業日(以下「通知日」という。)までに、本社債権者に対し通知を行うことにより、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部を繰り延べる。
- (ii) 分配可能額制限(下記(オ)に定義する。)又は配当制限(下記(カ)に定義する。)が効力を生じている場合、当社は、通知日までに、本社債権者に対し通知を行うことにより、分配可能額制限又は配当制限に従い、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べる。

上記(i)及び(ii)の事由をそれぞれ「強制停止事由」といい、強制停止事由の発生により繰り延べられた利息の未払金額を「強制停止金額」という。上記(i)及び(ii)の本社債権者に対するそれぞれの通知を「強制停止通知」という。

強制停止金額には、強制停止事由が生じていなければ当該利息が支払われるはずであった利払日(以下「強制停止利払日」という。)から(当日を含む。)強制停止金額が弁済される日まで(当日を除く。)、適用利率で利息が発生する(なお、当該強制停止金額に関する経過利息に対する利息は発生しない。)。各本社債に関して、ある時点で残存するすべての強制停止金額及びその経過利息を「強制未払残高」という。強制未払残高は、代替利息弁済方式手取金(下記(ク)に定義する。)以外の資金から支払われないものとする。

強制停止事由が発生し、かつ継続している間、当社は、当該強制停止事由に係る強制停止利払日から1年以内に(当該1年の期間の末日を「強制停止利払最終期日」という。)、代替利息弁済方式手取金から、(a)当該強制停止利払日における強制停止金額、及び(b)当該強制停止利払日の直後の利払日に当該利払日における利息の支払いが本(ウ)に従い繰り延べられる場合には、当該利払日に関する強制停止金額を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力をするものとする。強制停止利払最終期日以前にかかる弁済が行われない場合も、本(ウ)に基づき代替利息弁済方式手取金から各強制停止金額を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力をする当社の義務及び当該未払残高に関する当社の責任は消滅するものではない。

「財務事由」とは、(a)当社につき2連続事業年度にわたり連結財務諸

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

表に純損失が計上された場合、又は(b)当社の直近の連結財務諸表に計上された純負債と純資産の合計に対する純負債の割合が 85%を超えた場合をいう。

「純負債」とは、当社の連結財務諸表に計上される有利子負債(鉄道・運輸機構長期未払金を除く借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの合算値をいう。)から現金及び現金同等物の合計額を控除したものをいう。

「純資産」とは、当社の連結財務諸表に計上される純資産をいう。

「連結財務諸表」とは、日本において一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い作成される、当社の公表された監査済連結財務諸表又は第 2 四半期についての四半期レビュー済四半期連結財務諸表(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を含む。)をいう。

「営利事業として実行可能」とは、証券の発行、募集又は販売(債務負担行為を含む。)に関して、当社又はその子会社の証券の取引に重大な障害を生じさせない場合をいい、当該証券又は債務に関して支払われ得る価格、利率又は配当率の水準は考慮しない。

(I) 任意停止

強制停止事由及び強制支払事由(下記(キ)に定義する。)のいずれも発生しておらず、かつ継続していない場合、当社は、その裁量にて、通知日までに、本社債権者に対し通知(以下「任意停止通知」という。)を行うことにより、利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。)

上記にかかわらず、任意停止がなければ利息が支払われるはずであった利払日(以下「任意停止利払日」という。)の直後の同順位劣後債務の利息の支払日に、当該同順位劣後債務に対する利息が支払われた場合、当該任意停止利払日における任意停止金額は、当該任意停止利払日の直後の利払日に支払われるものとする。

任意停止金額には、任意停止利払日から(当日を含む。)任意停止金額が全額弁済される日まで(当日を除く。)、適用利率で利息が付される(なお、かかる任意停止金額に対する経過利息には利息は付されない。)。但し、以下のいずれかに該当する場合、当該任意停止金額及びその経過利息は、これらに関する任意停止利払日を強制停止利払日とする強制停止金額及びその経過利息として取り扱われ、当該時点での強制未払残高の一部となり、当該時点での任意未払残高の一部ではなくなる。

- (i) 当該任意停止金額がこれに関する任意停止利払日後 10 回目の利払日以前に弁済されない場合
- (ii) 当該任意停止金額が弁済されない間に強制停止事由が発生

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

する場合

- (iii) 強制利払日(下記(キ)に定義する。)に、任意未払残高(当該任意停止金額を含む。)の総額が、当該日における分配可能額(会社法第461条第2項に定義される分配可能額をいう。以下、同じ。)から強制支払事由に関して支払われる金額を控除した金額を超える場合

任意停止金額及びその経過利息であって、当該時点において上記に従い強制停止金額として取り扱われていないものを「任意未払残高」という。

- (オ) 分配可能額制限

各利払日の直前の通知日の前営業日までに、当社は、当該日現在の分配可能額を計算し、当該分配可能額が、当該利払日に支払われるべきその時点で残存するすべての本社債に関する利息金額の総額を下回るか否かを確定する(下回る場合に適用される制限を「分配可能額制限」という。)。分配可能額制限が適用される場合、当社は、当該利払日に、強制停止通知に記載された分配可能額を残存する本社債の枚数で除した金額を各本社債の利息として支払う。

上記にかかわらず、ある利払日に関し、通知日の前日から(当日を含む。)当該利払日まで(当日を含む。)の期間中に、同順位劣後債務に関して利息が支払われた場合、上記に従って支払うべき各本社債の利息額を決めるために使用される分配可能額は、下記の計算式により調整される金額とする(円単位未満四捨五入)。

$$\text{調整後 DA} = \text{調整前 DA} \times \frac{A}{A + B}$$

「DA」とは、停止通知に記載された分配可能額をいう。

「A」とは、当該利払日に残存するすべての本社債に関して当該利払日に支払われるはずであった利息金額の総額をいう。

「B」とは、通知日の前日から(当日を含む。)当該利払日まで(当日を含む。)の期間内に利息(全額であるか一部であるかを問わない。)が支払われた同順位劣後債務の利息金額の総額をいう。

- (カ) 配当制限

ある計算期間において、当社が既に発行し、又は今後発行する株式で、配当及び清算時の権利に関して本株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、最上位のもの)(以下「本優先株式」という。)に関する配当をしなかった場合、又は全額に満たない金額を配当した場合(以下「配当制限」という。)、本(カ)の規定が適用される。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

配当制限に該当する場合、当社は、以下のとおり、配当金の額の割合（以下「配当制限割合」という。）を算出する。

$$\text{DLR} = \frac{\text{DP}}{\text{FD}}$$

「計算期間」とは、ある利払日に関して、当該利払日に先立つ前々利払日の直前の通知日から（当日を含む。）当該利払日の直前の通知日の前日まで（当日を含む。）の期間をいう。

「DLR」とは、配当制限割合をいう。

「DP」とは、当該計算期間中に本優先株式について支払われた配当金の額をいう。

「FD」とは、当該計算期間中に本優先株式について支払われるはずであった配当金全額をいう。

配当制限に該当する場合、当該計算期間の末日の直後の利払日において支払われる各本社債の利息の金額（0円となる場合もある。）は、利息金額に配当制限割合を乗じた金額（分配可能額制限により制限又は禁止されない場合に限り、かつ、劣後事由（下記 6. に定義する。）が生じた場合にはその効力に従うものとする。）とする。

(キ) 強制支払い

強制支払事由が生じた強制支払参照期間の末日の直後の利払日を、当該強制支払事由に関する「強制利払日」という。

上記(ウ)、(オ)及び(カ)にかかわらず、強制未払残高が残存し、かつ強制停止事由が継続している間に、強制支払事由が生じた場合、当社は、当該強制支払事由に係る強制利払日の後の2回目の利払日（以下「強制支払最終期日」という。）以前の利払日において、代替利息弁済方式手取金から、当該強制利払日に関する利息金額とともに、当該強制利払日現在のすべての強制未払残高を弁済すべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うものとする。

「強制支払事由」とは、強制支払参照期間中に、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- (i) 当社が、本株式及びその時点で残存する当社のその他の種類の株式（本優先株式並びに配当及び清算時の権利に関して当該本優先株式と同順位となることが明示的に規定されているものを除く。以下併せて「劣後株式」という。）に関する配当金（中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を支払う旨の決議をした場合又は支払いを行った場合
- (ii) 当社が劣後株式の買入れ又は償還をする場合（但し、以下のいずれかの事由により劣後株式の保有者から買い取る場合を除く。）

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

会社法第 192 条第 1 項に基づく単元未満株主からの買取請求

会社法第 469 条第 1 項、第 785 条第 1 項、第 797 条第 1 項、第 806 条第 1 項に基づく反対株主からの買取請求

会社法第 116 条第 1 項に基づく反対株主からの買取請求

「強制支払参照期間」とは、ある利払日に関して、当該利払日の直前の利払日に関する通知日から(当日を含む。)当該利払日に関する通知日の前日まで(当日を含む。)の期間をいう。

上記(I)にかかわらず、ある強制利払日に、(a)強制停止事由が継続しておらず、かつ(b)当該日における分配可能額から当該強制支払事由に関して支払われる金額を控除した額が任意未払残高を超える場合、任意未払残高は、当該強制利払日の翌利払日以前の利払日において全額支払われる。

(ウ) 代替利息弁済方式

- (i) 当社は、強制停止金額又は強制未払残高を支払う日まで(当日を含む。)の 6 ヶ月間に、下記 から までのいずれかの方法(又はそれらの組み合わせ)により取得した純手取金(発行に関する引受会社若しくは販売会社の報酬、手数料又は割引その他の費用を差し引いたもの)(以下「代替利息弁済方式手取金」という。)により、(a)上記(ウ)に従って強制停止利払最終期日以前に強制停止金額、又は(b)上記(キ)に従って強制支払最終期日以前に強制未払残高を支払うものとする。

当社の関連会社等以外の者に対する本株式の販売、発行又は募集(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「普通株式利息弁済」という。)

当社の関連会社等以外の者に対するその他株式の販売、発行又は募集(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「その他株式利息弁済」という。)

当社の関連会社等以外の者又は TR Preferred Capital Limited に対する追加証券の販売、発行又は募集(TR Preferred Capital Limited に対する販売、発行又は募集については、TR Preferred Capital Limited が当社の関連会社等以外の者に対して当該追加証券の額面金額に相当する残余財産分配優先額で、本優先出資証券を追加的に発行及び販売する場合に限る。)(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「追加発行利息弁済」という。)

かかる場合、当社は、本社債権者に対して、強制未払残高の全部又は一部の弁済のために当社が設定する日の 30 営業日前までに、用いられる代替利息弁済方式又はその組み合わせの記載を含む通知を行うものとする。普通株式利息弁済、その他

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

株式利息弁済及び追加発行利息弁済のそれぞれを以下「代替利息弁済方式」という。

「関連会社等」とは、当社の子会社及び関連会社をいう。

「その他株式」とは、配当に関する権利が非累積であり、償還期間の定めのない本株式以外の当社が直接発行した又は発行する優先株式(本優先株式を含む。)等の株式のうち、本社債の発行日における本社債と同等以上の資本性を有するものとすべての格付機関に認められたものをいう。

「追加証券」とは、(払込期日からではなくその発行日から利息が発生することを除き)当初発行される本社債と同一の内容の社債をいう。

- (ii) 上記(i)にかかわらず、当社は、下記 から までに該当する場合、その他株式利息弁済又は追加発行利息弁済によって、強制停止金額又は強制未払残高を支払うことはできない。

その他株式利息弁済:

当該その他株式利息弁済に関して募集又は販売されるその他株式の残余財産分配優先額の総額が、強制未払残高の弁済のために以前に発行された他のその他株式の残余財産分配優先額の総額と合わせて、払込期日に当初発行される本社債の額面金額の総額の 25%を超える場合

追加発行利息弁済:

当該追加発行利息弁済に関して募集又は販売される追加証券の額面総額が、強制未払残高の弁済のために以前に募集又は販売された他の追加証券の額面総額と合わせて、払込期日に当初発行される本社債の額面金額の総額の 15%を超える場合

他株式利息弁済若しくは追加発行利息弁済又はそれらの組み合わせ:

当該その他株式利息弁済若しくは当該追加発行利息弁済又はそれらの組み合わせに関して募集若しくは販売されるその他株式の残余財産分配優先額の総額若しくは追加証券の額面総額又はそれらの合計額が、強制未払残高の弁済のために以前に発行された他のその他株式の残余財産分配優先額の総額及び他の追加証券の額面総額と合わせて、払込期日に当初発行される本社債の額面金額の総額の 25%を超える場合

上記に該当することにより、強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日までに代替利息弁済方式により弁済されない強制停止金額又は強制未払残高は、引き続き強制未払残高となり、下記(iv)が適用される。本(ii)により、当該強制停止金額又は強

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

制未払残高が当該強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日までに全額弁済できない場合、当社は、本社債権者に対し、当該強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日に先立つ5営業日以上30営業日以内に、当該強制停止金額又は強制未払残高を全額弁済できない旨の通知を行うものとする。

- (iii) 上記(ウ)及び(キ)にかかわらず、(i)下記の証明書の日付までの1年間に市場混乱事由が存在しており、(ii)当該1年間にわたり、市場混乱事由が継続していた場合、又は市場混乱事由が継続していたのはその期間の一部のみであったが、その残りの期間にすべての強制未払残高を支払うために十分な代替利息弁済方式手取金を得ることが、合理的な努力を行っても当社にとって営利事業として実行可能ではなかった場合、当社は、本社債権者に対し、強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日に先立つ5営業日以上30営業日以内に、上記の事実を証明する証明書を提出することにより、当該強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日における代替利息弁済方式に基づく当該強制未払残高を弁済するための合理的な努力をする義務を負わず、下記(iv)に従うこととなる。

「市場混乱事由」とは、劣後株式又は同順位劣後債務が上場又は取引されている金融商品取引所において、証券全般の取引が停止又はその決済全体が大幅に中断していることをいう。

- (iv) 上記(ii)又は(iii)により、強制停止金額又は強制未払残高の全部又は一部が、強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日までに、代替利息弁済方式によって弁済されない場合、上記(ウ)及び(キ)による当社の合理的な努力義務は、当該強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日をそれぞれの1年後の日とみなして継続する。

上記(ii)又は(iii)の場合で、当社が、強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日までに(当日を含む。)、強制停止金額又は強制未払残高を支払うために必要な代替利息弁済方式手取金の一部のみを調達することができる場合、当該代替利息弁済方式手取金は、強制停止利払最終期日又は強制支払最終期日に、その発生順に強制停止金額の支払いに充当される。

(ケ) 停止通知

当社が本社債権者に交付する停止通知(強制停止通知又は任意停止通知をいう。)には、適用される強制停止事由又は任意停止を行う旨を記載する。複数の強制停止事由が発生し、かつ継続している場合、当社は、最も制約の強い利払条件に係る強制停止事由を停止通知に記載し、当該最も制約の強い利払条件に従って利息の支払いを停止し、又は減額した利息を支払うものとする。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

- (8) 支払方法 元金、利息及び未払残高の支払いは、主代理人の日本国外における指定事業所において、本新株予約権付社債券又は利札の呈示及び引渡しと引換えに行われる。かかる支払いは、日本の銀行振出しの円建て小切手又は受取人が日本の銀行に保有する円建て口座への送金によって行われる。
当初の主代理人は、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.とし、その指定事業所は、1B, Parc d'Activité Syrdall, L-5365 Munsbach, Grand Duché de Luxembourg に所在する。
- (9) 本社債の担保又は保証 本社債は物上担保又は保証を付さないで発行される。
5. 本新株予約権に関する事項
- (1) 発行する本新株予約権の総数 800個と本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を条件として発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額の合計額を100,000,000円で除した個数との合計数
- (2) 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
- (3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
- (4) 本新株予約権の割当日 2008年10月14日
- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- (ア) 種類 本株式
- (イ) 数 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する本株式を移転する本株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(ウ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (ウ) 転換価額
- (i) 当初転換価額 転換価額は、当初787円とする。
- (ii) 転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が本株式の時価を下回る払込金額により、新たに本株式を発行し又は当社の

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

保有する本株式を処分する場合、次の算式により調整される。
 なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(但し、当社の保有する本株式を除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額 = 転換価額

また、転換価額は、本株式の分割又は併合、本株式の時価を下回る価額をもって本株式の発行又は移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、当社による一定限度を超える当社株主への配当の支払い、その他の転換価額の調整が必要となる一定の場合にも、上記に準じて、実質的に転換に係る条件が維持される価額に調整される。但し、当社のストック・オプション・プラン、インセンティブ・プランの場合には調整は行われない。

- | | | |
|------|-------------------------------|---|
| (6) | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。 |
| (7) | 本新株予約権を行使することができる期間 | 2008年10月23日から(当日を含む。)2014年1月21日の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで(当日を含む。)とする。但し、(i)本社債が上記4.(6)(イ)から(エ)までのいずれかにより償還される場合、当該償還日の3東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。)前の日の営業時間終了時まで、又は(ii)本社債が上記4.(6)(オ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時までとする。また、本新株予約権は、(x)2014年1月21日より後、(y)任意取得通知(下記(12)に定義する。)の日から(当日を除く。)任意取得日(下記(12)に定義する。)まで(当日を含む。)の期間、及び(z)強制取得日(下記(13)に定義する。)には行使することはできない。 |
| (8) | 本新株予約権行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| (9) | 本新株予約権行使の効力 | 主代理人に本新株予約権付社債券及び行使通知が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(ロンドン時間、日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。 |
| (10) | 新株予約権行使請求受付場所 | 上記4.(8)記載の当初の主代理人の指定事業所と同じ。 |

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (12) 現金及び株式を対価とする本新株予約権の取得事由

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。当社は、2013年10月15日から(当日を含む。)2014年1月17日まで(当日を含む。)の期間、本株式が関連取引所に上場されていることを条件として、本社債権者に対し、任意取得日に残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨の通知(以下「任意取得通知」という。)を行うことができ、当社は、当該任意取得日において、当該本新株予約権付社債のすべてを取得する。当社は、本新株予約権付社債の取得と引換えに、本社債権者に対し、交付財産を交付する。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいい、本株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合には、本株式が上場されている日本の主要な金融商品取引所をいう。

「任意取得日」とは、当社が任意取得通知を行う日の後、30営業日以上60営業日以内の日で、任意取得通知において指定する日をいう。

「交付財産」とは、(a)本社債の額面金額の100%の金額、及び(b)転換価値から本社債の額面金額を控除した額を1株当たり平均VWAPで除して得られる数の本株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価値}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知を行った日の5取引日後の日に始まる20連続取引日(但し、関連取引所において本株式の売買高加重平均価格が発表されない日を除く。)(以下「VWAP計算期間」という。)における各取引日に関連取引所が発表する本株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。VWAP計算期間中に、上記(5)(ウ)(ii)記載の転換価値の調整事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「最終日転換価値」とは、VWAP計算期間の最終日において有効な転換価値をいう。

- (13) 永久劣後社債を対価とする本新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、2014年1月20日(以下「強制取得日」という。)に、残存する本

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

新株予約権付社債のすべてを取得する。当社は、本新株予約権付社債の取得と引換えに、本社債権者に対し、下記(イ)記載の種類の社債(以下「永久劣後債」という。)を交付する。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。

(イ) 新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類

(i) 額面金額

金 100,000,000 円とする。

(ii) 利率

永久劣後債の利率は、利率決定日の日本円 LIBOR6 ヶ月ものに年率 2.4%を加えた利率(以下「永久劣後債適用利率」という。)とする。

(iii) 償還の方法及び期限

償還期限

永久劣後債は、期限を定めないものとし、下記 から までに定める場合にのみ償還されるものとする。

優先出資証券の償還による償還

永久劣後債は、上記 4.(6)(イ)に定める条件と同等の条件に従い償還される。

税制変更による繰上償還

永久劣後債は、上記 4.(6)(ウ)に定める条件と同等の条件に従い償還される。

特別事由による繰上償還

永久劣後債は、上記 4.(6)(I)に定める条件と同等の条件に従い償還される。

買入消却

当社又は当社の子会社は、上記 4.(6)(オ)に定める条件と同等の条件に従い、永久劣後債を買入れ又は消却することができる。

永久劣後債の償還及び買入れは、上記 4.(6)(カ)及び 4.(8)並びに下記 6.に定める制限又は条件と同等の制限又は条件に従う。

(iv) 利息支払の方法及び期限

永久劣後債の利息は、2014年1月20日より(当日を含む。)これを付し、毎年1月20日及び7月20日(これらの日が営業日でない場合には、その翌営業日とし、当該翌営業日が翌暦月に到来することとなる場合には、その直前の営業日とする。以下「永久劣後債利払日」という。)に、当該永久劣後債利払日の直前の永久劣後債利払日から(当日を含む。)当該永久劣後債利払日の前日まで(当日を含む。)の期間(以下「永久劣後債利息計算期間」という。)についての経過利息を

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

後払いする。各永久劣後債利払日に支払われる利息は、各永久劣後債につきその額面金額に永久劣後債適用利率を乗じて得られる金額に、永久劣後債利息計算期間の実日数を乗じ、これを 360 で除した金額とする(円単位未満四捨五入)。

本(iv)に従い期限が到来し、かつ支払われるべき利息の支払いが不当に留保若しくは拒絶又はその他の事由により支払われない場合、かかる留保、拒絶又は債務不履行の日から、(a)永久劣後債の社債権者若しくはその代理人が当該未払利息に関して期限が到来している一切の金額を受領した日、又は(b)主代理人が期限の到来している当該未払利息に関する一切の金額を受領した旨を永久劣後債の社債権者に対して通知した日の 7 日後の日のうち、いずれか早く到来する日までの間、当該未払利息の金額に永久劣後債適用利率で利息が発生する。

永久劣後債の利息の支払いは、上記 4.(7)及び 4.(8)並びに下記 6.に定める制限又は条件と同等の制限又は条件に従う。

永久劣後債の発行の直前において、本社債について、強制停止金額が残存する場合、永久劣後債について、当該強制停止金額と同額の強制停止金額が残存し、当該強制停止金額に係る強制停止利払日が、永久劣後債についての強制停止利払日であるものとして取扱われる。また、永久劣後債の発行の直前において、本社債について、任意停止金額が残存する場合、永久劣後債について、当該任意停止金額と同額の任意停止金額が残存し、当該任意停止金額に係る任意停止利払日が、永久劣後債についての任意停止利払日であるものとして取扱われる。

(v) 券面様式

無記名式の社債券を発行するものとし、永久劣後債の社債権者は、永久劣後債の社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(ウ) 永久劣後債の金額の合計額又はその算定方法

取得する本新株予約権付社債の額面金額の総額と同額とする。

(14) 新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記(5)(イ)に記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する本株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。。

(15) 本新株予約権と引換え

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

に金銭の払込みを要しないこととする理由

り、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6. 劣後条項

当社は、劣後事由の発生後速やかに、本社債権者に対し、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続において、各本社債権者は、各本社債につき、下記(i)から(iii)までの金額を合計した金額(以下「劣後請求額」という。)の、本社債に基づく劣後請求権を有するものとする。

(i) 劣後事由発生日において本社債権者が保有する未償還の本社債の額面金額

(ii) 同日における当該本社債に関する未払残高

(iii) 同日までの(当日を除く。)本社債に関する未払経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が発生した場合のみ、かつ、劣後事由発生日に本優先株式が残存する場合には本社債残余財産分配額の範囲内でのみ、支払いの対象となるものとする

「劣後事由」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいう。

(i) 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算又は特別清算を含む。)が開始される場合

(ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をする場合

(iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をする場合

(iv) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をする場合

「劣後請求権」とは、劣後事由により開始される当社の清算、破産、会社更生又は民事再生手続において各本社債権者が有する債権であって、本社債により証されるものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

(i) 当社の清算手続(会社法に基づく通常清算又は特別清算を含む。)において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払いを受け又は弁済される権利を有する当社の債権者に対するすべての上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

(ii) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含む。)を受けた場合

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

- (iii) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (iv) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「上位債務」とは、同順位劣後債務(本社債を含む。)及び同順位劣後保証に関する当社の債務を除く、劣後債務(ボンド、ノート及びディベンチャーに関する債務を含む。)を含む当社のあらゆる債務をいう。

「本社債残余財産分配額」とは、各本社債に関して支払われる金額で、劣後事由の発生日において本優先株式が残存している場合に、本社債の劣後請求額に対する支払金額の割合が、各本優先株式の残余財産分配優先額全額に対する各本優先株式に対して当社の清算に際して支払われる残余財産分配額の割合と同一となるように決定される額をいう。

7. 特 約

(1) 期限の利益の喪失に関する特約

本社債の要項に基づき支払期限が到来する場合を除き、本社債の元金及び利息の支払いについて、期限が繰り上げられ又は到来することはない。

(2) 追加金の支払い

法律により要求される場合を除き、本社債に関する元金及び利息は、日本の公租公課を源泉徴収することなく支払われる。本社債権者への支払いにつき、源泉徴収又は控除が法律により要求される場合は、当該本社債権者が日本国非居住者又は外国法人であるときに限り、当社は、当該本社債権者に対して、追加金(本社債権者の受領金額が当該源泉徴収又は控除がなければ受領できたであろう金額と等しくなるような追加金額をいう。)を支払う。

8. 準 拠 法

英国法

9. 募 集 方 法

第三者割当の方法により TR Preferred Capital Limited に総額を割り当てる。

- 10. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、今後の当社の代表取締役による未決定事項の決定並びに日本国及びその他関係諸国における法令に基づく届出、許認可の取得等を条件とする。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

(別添 2)

ユーロ円建交換権付優先出資証券の概要

1. 証券の名称 ユーロ円建交換権付優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)
2. 発行会社 TR Preferred Capital Limited(以下「発行会社」という。)
3. 保証 本優先出資証券に基づく本優先出資証券の保有者(以下「本優先出資証券保有者」という。)に対する配当金及び償還金等の支払いに関し、当社による劣後保証が付される。
4. 格付 BB+/BB+(R&I/JCR)
5. 券面様式 記名式額面優先出資証券
6. 発行価格 1口当たり 100,000,000 円
7. 発行総額 80,000,000,000 円(800 口)
8. 残余財産分配優先額 1口当たり 100,000,000 円
9. 発行日 2008 年 10 月 14 日
10. 募集の方法 第三者割当ての方法により日本政策投資銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及び中央三井信託銀行株式会社に、それぞれ 350 口、350 口及び 100 口を割り当てる。
11. 償還期限 なし(但し、任意償還、税制事由による償還、特別事由による償還並びに当社普通株式及び現金による償還の場合を除く。)
12. 任意償還条項 2014 年 1 月 20 日(又はその直近の配当支払日)以降、発行会社は、本優先出資証券保有者に対し、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知を行うことにより、配当支払日に、本優先出資証券の一部又は全部を本優先出資証券 1 口当たり 100,000,000 円の償還価格で、当該償還日まで(当日を除く。)の配当期間に係る未払配当及びすべての繰延配当の残高の支払いとともに償還することができる。
13. 配当率
当初配当率
発行日から 2014 年 1 月 20 日(又はその直近の配当支払日)まで(当日を除く。)の期間は、日本円 LIBOR6 ヶ月ものに年率 1.4%を加えた配当率とする。
ステップアップ配当率
2014 年 1 月 20 日(又はその直近の配当支払日)以降は、日本円 LIBOR6 ヶ月ものに年率 2.4%を加えた配当率とする。
14. 配当支払日 毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日(初回: 2009 年 1 月 20 日)
15. 配当に関する制限 別添 1 の本新株予約権付社債又は永久劣後債の利息の支払いが別添 1 に記載のとおり繰り延べられる場合、本優先出資証券に係る配当の支払いも同様に繰り延べられる。
16. 配当の累積 本優先出資証券保有者の配当は、上記 15.の配当の繰り延べに伴い累積する。
17. 交換権に関する事項

本報道発表文は、当社の 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び TR Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。

- (1) 交換権 本優先出資証券保有者は、下記(2)に定める交換期間において、本優先出資証券を本転換社債型新株予約権付社債に交換することができる(以下「交換権」という。)
- (2) 交換期間 2008年10月23日以降2014年1月21日まで(当日を含む。)
- (3) 自動権利行使 交換権行使の効力発生日以降、発行会社は、保有者に対し、交換権が行使された本優先出資証券に係る残余財産分配優先額に相当する額面金額の本転換社債型新株予約権付社債を交付し、かかる本優先出資証券保有者は、当該社債に付された新株予約権を即時に行使することにより当社普通株式の交付を受ける。

本報道発表文は、当社の2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及びTR Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて上記新株予約権付社債及び優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における上記新株予約権付社債及び優先出資証券の募集は行われません。